MUFG: Bank（China）実務・制度ニュースレター **2017 年 8 月 25 日 第 204 期**

「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」を修正することに関する決定

中華人民共和国商務部令 2017 年第 2 号

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017 年 7 月 30 日、商務部は「『外商投資企業設立及び変更備案（届出）管理暫定弁法』を修正することに関する決定」（中華人民共和国商務部令 2017 年第 2 号、以下「本決定」）を公布しました。本決定は「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」（商務部令 2016 年第 3 号、以下「3 号令」）を一部修正するものです。条件を満たす外国投資家が内資企業を買収する際、備案（届出）制を適用できるようになる等、備案制の適用範囲が拡大されています。本決定は公布日より実施されています。

1. 政策の背景

2013 年 10 月より、全国人民大会常務委員会からの権限委譲を受け、上海、広東、天津、福建の 4 つの自由貿易試験区においてネガティブリストによる管理が段階的に導入されました。2016 年 9 月 3 日、第十二回全国人民大会常務委員会第二十二回会議において「全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和国外資企業法』など四部の法律の修正に関する決定」が決議されたことを受け、2016 年 10 月 1 日より、外商投資企業、台湾投資企業の設立及び変更事項の申請はネガティブリストによって管理されることになりました。

2016 年 10 月 8 日、ネガティブリスト管理制度を全国に展開するため、商務部は 3 号令を公布し、外商投資企業設立及び変更を備案管理制とする施策をさらに具体化しました。

本決定の公布により、備案制管理の適用範囲がさらに拡大され、ネガティブリスト外の外国投資家による内資企業一部の買収も備案制管理が適用されることが発表されています。中国の資本市場の発展により、外国投資家による中資上場企業への戦略投資も増加している背景もあり、従来の「外国投資家による上場企業への戦略投資に関する管理弁法」（商務部、証監会、税務総局、工商総局、外貨管理局令 2005 年第 28 号）に基づく審査制の簡素化を進め、備案制の適用を可能としています。

【図表 1 外商投資企業備案管理に関連する規制（抜粋）】

公布日（実施日）	公布部門	規制名称	内容
2016/9/30	国家工商行政管理総局	「投資企業に対する備案（届出）管理制度の実施に伴う登記・登録作業を貫徹することに関する通知」（工商企注字[2016]189 号）	備案制管理における工商手続の運用及び細則を明文化、備案制管理の工商手続との連携を保証
2016/10/8 (即日実施)	商務部	「外商投資企業設立及び変更備案管理に関する暫行弁法」(商務部令[2016]3 号)	備案制管理制度の正式発表
2016/10/8 (即日実施)	国家発展改革委員会 商務部	国家発展改革委 商務部公告 2016 年第 22 号	全国版「ネガティブリスト」の内容を発表、「外商投資産業指導目録（2015 年改定）」の制限類、禁止類、及び奨励類の株式持分要求、高級管理者に関連する規定を参照することを発表

2017/6/5 (2017/7/10)	国務院弁公庁	「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（国弁発[2017]51 号）	2017 年版の自貿区におけるネガティブリストを公布
2017/6/28 (2017/7/28)	国家発展改革委 商務部	「外商投資産業指導目録（2017 年修正）」 （国家発展改革委　商務部令　第 4 号）	2017 年の全国版のネガティブリストを公布
2017/7/30 (即日実施)	商務部	「『外商投資企業設立及び変更備案管理弁法』の修正に関する決定」 （商務部令 2017 年第 2 号）	「外商投資企業設立及び変更備案管理弁法」修正、外国投資家による内資企業買収も備案制適用可能
2017/7/30 (即日実施)	商務部	「外商投資企業設立及び変更備案管理事項に関する公告」（商務部公告 2017 年第 37 号）	外商投資企業が備案制管理を適用する際、企業は自貿区内・自貿区外（全国版）それぞれのネガティブリストを参照する

2. 政策の内容

（1）本決定により修正された内容

- 備案制管理が適用される設立・変更関連事項の追加
  - 買収や吸収合併のため、非外商投資企業が外商投資企業になる場合
    （条件：ネガティブリスト分野外、且つ関連企業買収ではない）
  - 外国投資家が非外商投資の上場企業向けに戦略投資を実施する場合
    （証券登記決済機構にて登記する前、あるいは登記してから 30 日以内に備案手続を行う）
  - 買収により設立された外商投資企業の取引基本情報が変更される場合
  - 外商投資の上場会社が新しい外国投資家からの戦略投資を誘致する場合
    （証券登記決済機構にて登記する前、あるいは登記してから 30 日以内に備案手続を行う）
  - 戦略投資備案情報が変更される場合
    （「証券法」及び関連規定で規定された情報公開義務人が情報公開義務を履行する日から 5 日以内に変更備案を行う）

- 備案制管理を適用する際の所要資料を追加：
  - 外商投資企業の最終実際支配者の株式構成図
    （変更事項が外商投資企業最終実際支配者の変更と関係しない場合、提供不要）

（2）「外商投資企業設立及び変更の備案管理事項に関する公告」（商務部公告 2017 年第 37 号）

本決定の公布と同時に、商務部は「外商投資企業設立及び変更の備案管理事項に関する公告」（商務部公告 2017 年第 37 号）を公布しています。当該公告において、自貿区内企業と自貿区外企業はそれぞれのエリアで適用されるネガティブリストを参照し、備案制管理を適用する旨が発表されています（図表 2 ご参照）。また、本決定における「買収」及び「戦略投資」の定義も明確化しています。

【図表 2 自貿区内及び自貿区外においてのネガティブリスト一覧 】

	自貿区内	自貿区外
法的根拠	「自由貿易試験区外商投資参入特別措置(ネガティブリスト)(2017 年)」(国弁発[2017]51 号)	「外商投資産業指導目録(2017 年版)」 (国家発展改革委員会 商務部令第 4 号)
実施日	2017 年 7 月 10 日から	2017 年 7 月 28 日から
構成及び内訳	<u>産業分野より分類:</u> 15 分野、40 条、95 項目の特別管理措置	<u>奨励類、制限類、禁止類より分類</u> （イメージ図） 2015 版目録 奨励類 制限類 禁止類 2017 版目録 奨励類 ネガティブリスト （制限類＋禁止類）

3. 企業への影響

本決定の公布により、条件を満たす外国投資家による内資企業の買収に備案制管理が適用されることになります。外資による内資企業買収手続が従来比簡素化されており、当局審査による影響が軽減されることが期待されています。一方で、外資による買収案件には国家安全審査や、反独占審査等の審査による制約が引続き存在しており、関連規制に基づいたコンプライアンス対応を実施する必要があります。

「ネガティブリスト＋備案制」を中心とする外資参入管理方式がさらに明確化された形ですが、実務面の対応等、不透明な点もあり、実施時には、所在地商務主管部門や工商部門への確認が必要となるものと思われます。引続き、関連情報をフォローの上、随時情報展開させて頂きます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
中华人民共和国商务部令 2017 年第 2 号 关于修改《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》的决定	中華人民共和国商務部令 2017 年第 2 号 「外商投資企業設立及び変更備案（届出）管理暫定弁法」の修正に関する決定
《关于修改〈外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法〉的决定》已经商务部第 101 次部务会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。 部长　钟山 2017 年 7 月 30 日	「『外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法』の修正に関する決定」は商務部第 101 次部務会議の審議を経て、ここに公布する。公布日より実施する。 部長　鐘山 2017 年 7 月 30 日
关于修改《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》的决定	「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」の修正に関する決定
为推进外商投资管理体制改革，体现简政放权、放管结合、优化服务的改革方向，对于外国投资者并购境内非外商投资企业以及对上市公司实施战略投资，不涉及特别管理措施和关联并购的，适用备案管理。商务部决定，对《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》（商务部令 2016 年第 3 号）作如下修改：	外商投資管理体制改革、行政簡素化・権限委譲、開放と管理の結合、サービスの最適化改革を推進するため、外国投資家が域内非外商投資企業を合併すること、及び外国投資家が上場企業向けに戦略投資を実施することについて、特別管理措置及び関連買収に関わらない場合、備案（届出）管理を適用する。商務部は「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」（商務部令 2016 年第 3 号）に以下の通り修正を加えることを決定した。
一、第五条增加一款，作为第二款："由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，按照本条第一款办理设立备案手续，填报《设立申报表》。"	一、第五条に一項を追加し、第二項とする　買収や吸収合併等の方式で、非外商投資企業が外商投資企業となる場合、本弁法において規定される備案範囲に属していれば、本条の第一項に基づいて設立の備案手続を行い、「設立申告表」に記入する。
二、第六条第一款增加一项，作为第（三）项："并购设立外商投资企业交易基本信息变更。"	二、第六条の第一項に一項を追加し、第（三）項とする　買収設立によって外商投資企業取引基本情報が変更される場合
三、增加一条，作为第七条："外国投资者战略投资非外商投资的上市公司，属于本办法规定的备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理备案手续，填报《设立申报表》。 外商投资的上市公司引入新的外国投资者战略投资，属于备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理变更备案手续，填报《变更申报表》。	三、一条を追加、第七条とする　外国投資家が非外商投資の上場企業向けに戦略投資を実施する場合、本弁法に規定される備案範囲に属していれば、証券登記決済機構登記前あるいは登記してから 30 日以内に備案手続を行い、「設立申告表」に記入すればよい。 外商投資の上場会社が新しい外国投資家の戦略投資を誘致する場合、本弁法に規定される備案範囲に属していれば、証券登記決済機構登記前あるいは登記してから 30 日以内に備案手続を行い、「変更申告表」に記入すればよい。

备案完成后，如战略投资备案信息发生变更的，应于《证券法》及相关规定要求的信息披露义务人履行信息披露义务之日起 5 日内办理变更备案。”	備案完了後、戦略投資備案情報が変更される場合、「証券法」及び関連規定に規定された情報公開義務人が情報公開義務を履行する日から 5 日以内に変更備案を行う。
四、第七条第一款增加一项，作为第（七）项 :“外商投资企业最终实际控制人股权架构图（变更事项不涉及外商投资企业最终实际控制人变更的，无需提供）”，并在附件的“在线提交材料”部分增加此项内容。	四、第七条第一款に一項を増加し、第（七）項とする 外商投資企業最終実際支配者の株式構成図（変更事項が外商投資企業最終実際支配者の変更と関係しない場合、提供不要）の提出が必要。あわせて添付の「オンライン提出書類」にその項目内容を追加する。
五、第七条第一款增加一项，作为第（八）项 :“涉及外国投资者以境外公司股权作为支付手段的，需提供获得境外公司股权的境内企业《企业境外投资证书》”，并在附件的“在线提交材料”部分增加此项内容。	五、第七条第一款に一項を増加し、第（八）項とする 外国投資家が域外企業の持分を支払手段とする場合、域外企業の持分を受ける域内企業より「企業域外投資証書」の提出が必要となる。あわせて添付の「オンライン提出書類」にその項目内容を追加する。
六、删除附件 1“外商投资企业设立备案申报材料”中的“外商投资企业设立备案申报表”；删除附件 2“外商投资企业变更备案申报材料”中的“外商投资企业变更备案申报表”。 此外，对相关条款的顺序作相应调整。	六、添付資料 1「外商投資企業設立備案申告資料」内の「外商投資企業設立備案申告表」、添付資料 2「外商投資企業変更備案申告資料」内の「外商投資企業変更備案申告表」を削除した。 その他、関連する条項の順序の調整を実施した。
外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法（修订）	**外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法（修正）**
第一章　总则	第一章 総則
第一条 为进一步扩大对外开放，推进外商投资管理体制改革，完善法治化、国际化、便利化的营商环境，根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国公司法》及相关法律、行政法规及国务院决定，制定本办法。 第二条 外商投资企业的设立及变更，不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，适用本办法。	第一条 対外開放を更に拡大させ、外商投資管理体制改革を推進し、法治化、国際化、利便化したビジネス環境を改善するために、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国公司法」と関連法律、行政法規および国務院の決定に基づき、本弁法を制定する。 第二条 外商投資企業の設立および変更、国家が規定、実施する参入特別管理措置（ネガティブリスト）以外の分野の場合、本弁法を適用する。
第三条 国务院商务主管部门负责统筹和指导全国范围内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。 各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆	第三条国務院商務主管部門は全国範囲における外商投資企業設立および変更の備案管理業務の総合的な計画、指導に責任を負う。 省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副

生产建设兵团、副省级城市的商务主管部门，以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构是外商投资企业设立及变更的备案机构，负责本区域内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。 备案机构通过外商投资综合管理信息系统（以下简称综合管理系统）开展备案工作。 第四条 外商投资企业或其投资者应当依照本办法真实、准确、完整地提供备案信息，填写备案申报承诺书，不得有虚假记载、误导性陈述或重大遗漏。外商投资企业或其投资者应妥善保存与已提交备案信息相关的证明材料。 第二章 备案程序 第五条 设立外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，在取得企业名称预核准后，应由全体投资者（或外商投资股份有限公司的全体发起人，以下简称全体发起人）指定的代表或共同委托的代理人在营业执照签发前，或由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在营业执照签发后 30 日内，通过综合管理系统，在线填报和提交《外商投资企业设立备案申报表》（以下简称《设立申报表》）及相关文件，办理设立备案手续。 由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，按照本条第一款办理设立备案手续，填报《设立申报表》。 第六条 属于本办法规定的备案范围的外商投资企业，发生以下变更事项的，应由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在变更事项发生后 30 日内通过综合管理系统在线填报和提交《外商投资企业变更备案申报表》（以下简称《变更申报表》）及相关文件，办理变更备案手续： （一）外商投资企业基本信息变更，包括名称、注册地址、企业类型、经营期限、投资行业、业务类型、经营范围、是否属于国家规定的进口设备减免税范围、注册资本、投资总额、组织机构构成、法定代表人、外商投资企业最终实际控制人信息、联系人及联系方式变更；	省級都市の商務主管部門、および自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機構は本区域内における外商投資企業の設立および変更の備案機構とし、備案管理業務に責任を負う。 備案機構は外商投資総合管理情報システム（以下総合管理システム）を通じ、備案業務を展開する。 第四条 外商投資企業あるいはその投資者は本弁法に従い、真実の、正確な、完全な備案情報を提供し、備案申告承諾書に記載しなければならない。虚偽の記載、誤解を招く記載、重大な漏れがあってはならない。外商投資企業あるいはその投資者は既に提出した備案情報の関連証明資料を妥当に保存しなければならない。 第二章 備案フロー 第五条 外商投資企業の設立は本弁法が規定する備案範囲に属する場合、企業名称事前承認を取得した後、全体投資者（あるいは外商投資株式有限公司の全体発起人、以下「全体発起人」）が指定する代表あるいは共同で委託する代理人によって、営業許可書が発行される前に、あるいは外商投資企業が指定した代表もしくは委託した代理人が営業許可書発行後 30 日以内に、総合管理システムを通じ、「外商投資企業設立備案申告表」（以下「設立申告表」）および関連文書をオンライン入力・提出し、備案手続きを取扱う。 買収や吸収合併等の方式で、非外商投資企業が外商投資企業となる場合、本弁法において規定される備案範囲に属していれば、本条の第一項に基づいて設立の備案手続を行い、「設立申告表」に記入する。 第六条 本弁法が規定する備案範囲に属する外商投資企業は、以下の変更事項が発生した場合、外商投資企業が指定した代表あるいは委託した代理人によって、変更事項発生後 30 日以内に総合管理システムを通じ、「外商投資企業変更備案申告表」（以下「変更申告表」）および関連文書をオンラインで入力・提出し、変更備案手続きを行う。 （一）外商投資企業基本情報変更は、名称、登記住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、国家が規定する輸入設備減免範囲に属するかどうか、登録資本金、投資総額、組織機構構成、法定代表者、外商投資企業の最終実権者の情報、連絡人および連絡方式の変更を含む

（二）外商投资企业投资者基本信息变更，包括姓名（名称）、国籍/地区或地址（注册地或注册地址）、证照类型及号码、认缴出资额、出资方式、出资期限、资金来源地、投资者类型变更； （三）并购设立外商投资企业交易基本信息变更； （四）股权（股份）、合作权益变更； （五）合并、分立、终止； （六）外资企业财产权益对外抵押转让； （七）中外合作企业外国合作者先行回收投资； （八）中外合作企业委托经营管理。 其中，合并、分立、减资等事项依照相关法律法规规定应当公告的，应当在办理变更备案时说明依法办理公告手续情况。 前述变更事项涉及最高权力机构作出决议的，以外商投资企业最高权力机构作出决议的时间为变更事项的发生时间；法律法规对外商投资企业变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。 外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可仅在外国投资者持股比例变化累计超过 5%以及控股或相对控股地位发生变化时，就投资者基本信息或股份变更事项办理备案手续。	（二）外商投資企業投資者基本情報変更は、名前（名称）、国籍あるいは住所（登記地あるいは登記住所）、証書類型及びコード、払込引受出資額、出資方式、出資期限、資金源泉地、投資者類型の変更を含む （三）買収設立によって外商投資企業取引基本情報が変更される場合 （四）持分（株式）、合作権益の変更 （五）合併、分割、清算 （六）外資企業財産権益の対外抵当譲渡 （七）中外合作企業外国合作者の投資の先行回収 （八）中外合作企業委託経営管理 その中、合併、分割、減資等の事項で関連法律や法規の規定に基づき公告する必要がある場合、変更備案手続において、法に則って公告の手続情況を説明しなければならない。 前述の変更事項に関わる最高権力機構が決議を行った場合、外商投資企業の最高権力機構が決議を行った時間をもって変更事項の発生時点とする。法律法規により外商投資企業変更事項の発効日に対して別途要求がある場合、相応の要求を満たした時点が、変更事項の発生時点となる。 外商投資の上場会社および全国中小企業持分譲渡システムに名を連ねる会社は、外国投資家の持分比率の変化の累計が 5%を超える、及び持分支配あるいは相対持分支配の地位に変化が生じた場合のみ、投資家基本情報あるいは株式変更事項の備案手続きを行うことができる。
第七条　外国投资者战略投资非外商投资的上市公司，属于本办法规定的备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理备案手续，填报《设立申报表》。 外商投资的上市公司引入新的外国投资者战略投资，属于备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理变更备案手续，填报《变更申报表》。 备案完成后，如战略投资备案信息发生变更的，应于《证券法》及相关规定要求的信息披露义务人履行信息披露义务之日起 5 日内办理变更备案。	第七条　外国投資家が非外商投資の上場企業向けに戦略投資を実施する場合、本弁法に規定される備案範囲に属していれば、証券登記決済機構登記前あるいは登記してから 30 日以内に備案手続を行い、「設立申告表」に記入すればよい。 外商投資の上場会社が新しい外国投資家の戦略投資を誘致する場合、本弁法に規定される備案範囲に属していれば、証券登記決済機構登記前あるいは登記してから 30 日以内に備案手続を行い、「変更申告表」に記入すればよい。 備案完了後、戦略投資備案情報が変更される場合、「証券法」及び関連規定に規定された情報公開義務人が情報公開義務を履行する日から 5 日以内に変更備案を行う。
第八条　外商投资企业或其投资者办理外商投资企业设立或变更备案手续，需通过综合	第八条　外商投資企業あるいはその投資者は外商投資企業設立あるいはは変更備案手続を行う際、総合管理システ

管理系统上传提交以下文件： （一）外商投资企业名称预先核准材料或外商投资企业营业执照； （二）外商投资企业全体投资者（或全体发起人）或其授权代表签署的《外商投资企业设立备案申报承诺书》，或外商投资企业法定代表人或其授权代表签署的《外商投资企业变更备案申报承诺书》； （三）全体投资者（或全体发起人）或外商投资企业指定代表或者共同委托代理人的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明； （四）外商投资企业投资者或法定代表人委托他人签署相关文件的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明（未委托他人签署相关文件的，无需提供）； （五）投资者主体资格证明或自然人身份证明（变更事项不涉及投资者基本信息变更的，无需提供）； （六）法定代表人自然人身份证明（变更事项不涉及法定代表人变更的，无需提供）； （七）外商投资企业最终实际控制人股权架构图（变更事项不涉及外商投资企业最终实际控制人变更的，无需提供）； （八）涉及外国投资者以符合规定的境外公司股权作为支付手段的，需提供获得境外公司股权的境内企业《企业境外投资证书》。 前述文件原件为外文的，应同时上传提交中文翻译件，外商投资企业或其投资者应确保中文翻译件内容与外文原件内容保持一致。	ムを通じ、以下の資料を提出しなければならない （一）外商投資企業名称事前承認資料あるいは外商投資企業営業許可証 （二）外商投資企業全体投資者（あるいは全体発起人）、あるいはその授権代表が署名した「外商投資企業設立備案申告承諾書」、あるいは外商投資企業法定代表者もしくはその授権代表が署名した「外商投資企業変更備案申告承諾書」 （三）全体投資者（あるいは全体発起人）あるいは外商投資企業が指定した代表あるいは共同して委託した代理人の証明。授権委託書及び被委託人の本人証明を含む （四）外商投資企業投資者あるいは法定代表者が委託した被委託人が署名した関連文書の証明、授権委託書及び被委託人の本人証明を含む（委託なしの関連文書の場合は提出不要） （五）投資者主体の資格証明あるいは自然人本人証明（変更事項が投資者基本情報変更と関連しない場合は提出不要） （六）法定代表者の自然人本人証明（変更事項が法定代表者変更と関連しない場合は提出不要） （七）外商投資企業最終実際支配者の株式構成図（変更事項が外商投資企業最終実際支配者の変更と関係しない場合、提供不要）の提出が必要。 （八）外国投資家が域外企業の持分を支払手段とする場合、域外企業の持分を受ける域内企業より「企業域外投資証書」の提出が必要となる。 前述の文書の原文が外国語の場合、同時に中国語翻訳文書も提出しなければならず、外商投資企業あるいはその投資家は中国語翻訳文書と外国語原文の内容の一致性を確保しなければならない。
第九条 外商投资企业的投资者在营业执照签发前已提交备案信息的，如投资的实际情况发生变化，应在营业执照签发后 30 日内向备案机构就变化情况履行变更备案手续。	第九条 外商投資企業の投資者が営業許可証発行前に、既に備案情報を提出した場合、実際の投資状況に変更があれば、営業許可証が発行されてから 30 日以内に商務主管部門まで情報変更の備案手続きを行う。
第十条 经审批设立的外商投资企业发生变更，且变更后的外商投资企业不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应办理备案手续；完成备案的，其《外商投资企业批准证书》同时失效。	第十条 批准を経て設立した外商投資企業に変更が発生し、且つ変更後の外商投資企業が国家が規定する参入特別管理措置に関わらない場合、備案手続を行わなければならず、備案が完了した場合、その「外商投資企業批准証書」は同時に失効する。
第十一条 备案管理的外商投资企业发生的变更事项涉及国家规定实施准入特别管理措	第十一条 備案管理の外商投資企業に発生した変更事項が、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に関連

施的，应按照外商投资相关法律法规办理审批手续。	する場合、外商投資に関連する法律法規に従って、審査批准手続を行わなければならない。
第十二条 外商投资企业或其投资者在线提交《设立申报表》或《变更申报表》及相关文件后，备案机构对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对，并对申报事项是否属于备案范围进行甄别。属于本办法规定的备案范围的，备案机构应在 3 个工作日内完成备案。不属于备案范围的，备案机构应在 3 个工作日内在线通知外商投资企业或其投资者按有关规定办理，并通知相关部门依法处理。	第十二条 外商投資企業あるいはその投資者が「設立申告表」「変更申告表」および関連文書をオンラインで提出した後、商務主管部門は入力情報形式上の完全性、正確性を確認し、あわせて報告事項に対し、備案範囲との合致性を判断する。本弁法の規定する備案範囲に属する場合、商務主管部門は3営業日以内に備案を完了させなければならない。本弁法の備案範囲に属さない場合、商務主管部門は外商投資企業あるいはその投資者にオンラインで通知し、あわせて関連部門にも通知し処理させる。
备案机构发现外商投资企业或其投资者填报的信息形式上不完整、不准确，或需要其对经营范围作出进一步说明的，应一次性在线告知其在 15 个工作日内在线补充提交相关信息。提交补充信息的时间不计入备案机构的备案时限。如外商投资企业或其投资者未能在 15 个工作日内补齐相关信息，备案机构将在线告知外商投资企业或其投资者未完成备案。外商投资企业或其投资者可就同一设立或变更事项另行提出备案申请，已实施该设立或变更事项的，应于 5 个工作日内另行提出。	備案機構は外商投資企業あるいはその投資者が入力した情報に形式不備及び不正確な記述があることを発見した場合、あるいはその経営範囲について追加説明が必要な場合、15 日以内にオンラインで関連情報を補充提出するように一次通知しなければならない。補充情報提出の期間は備案機構の備案時限に計算しない。外商投資企業あるいはその投資者が 15 日以内に関連補充資料を提出できない場合、備案機構は外商投資企業あるいはその投資者に備案の未完成をオンラインで通知する。外商投資企業あるいはその投資者は同一の設立あるいは変更事項を別途申請でき、既に設立あるいは変更事項を実行した場合、5 日以内に別途申請する必要がある。
备案机构应通过综合管理系统发布备案结果，外商投资企业或其投资者可在综合管理系统中查询备案结果信息。	備案機構は総合管理システムを通じ、備案結果を公布する。外商投資企業あるいはその投資者は総合管理システムにおいて、備案結果をチェックできる。
第十三条 备案完成后，外商投资企业或其投资者可凭外商投资企业名称预核准材料（复印件）或外商投资企业营业执照（复印件）向备案机构领取《外商投资企业设立备案回执》或《外商投资企业变更备案回执》（以下简称《备案回执》）。	第十三条 備案完了通知を受けた後、外商投資企業あるいはその投資者は外商投資企業名称事前承認資料（コピー）あるいは外商投資企業営業許可証（コピー）を商務主管部門に提出すれば、「外商投資企業設立備案受付票」あるいは「商投資企業変更備案受付票」（以下備案受付票）を受取ることができる。
第十四条 备案机构出具的《备案回执》载明如下内容： （一）外商投资企业或其投资者已提交设立或变更备案申报材料，且符合形式要求； （二）备案的外商投资企业设立或变更事项； （三）该外商投资企业设立或变更事项属于备案范围；	第十四条 商務主管部門が発行する備案受付票には以下内容が記載されている （一）外商投資企業あるいはその投資者が既に提出した設立あるいは変更の備案申告資料、形式要求との合致 （二）備案された外商投資企業の設立或は変更事項 （三）当該外商投資企業の設立あるいは変更事項が備案範囲に属すること

（四）是否属于国家规定的进口设备减免税范围。	（四）国家が規定する輸入設備の減免税範囲に属しているかどうか
第三章　监督管理 第十五条 商务主管部门对外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。 商务主管部门可采取抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况进行检查，以及依职权启动检查等方式开展监督检查。	第三章 監督管理 第十五条 商務主管部門は外商投資企業及びその投資者の本弁法の遵守情況に対し、監督検査を実施する。 商務主管部門は定期的に抽出検査、告発に基づいた検査、関連部門あるいは司法機関の提案と反映された状況に対しての検査、職権による検査などの方式を採用し監督検査を行うことができる。
商务主管部门与公安、国有资产、海关、税务、工商、证券、外汇等有关行政管理部门应密切协同配合，加强信息共享。商务主管部门在监督检查的过程中发现外商投资企业或其投资者有不属于本部门管理职责的违法违规行为，应及时通报有关部门。	商務主管部門は公安、国有資産、税関、税務、工商、証券、外貨等の関連行政管理部門と緊密に協力し、情報共有を強化しなければならない。商務主管部門は監督検査の過程において、自分の管理範囲以外の外商投資企業あるいはその投資者の不正行為を発見した場合、関連部門に直ちに通報しなければならない。
第十六条 商务主管部门应当按照公平规范的要求，根据外商投资企业的备案编号等随机抽取确定检查对象，随机选派检查人员，对外商投资企业及其投资者进行监督检查。抽查结果由商务主管部门通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。	第十六条 商務主管部門は公平性・規範性の要求に従い、外商投資企業の備案コード等をランダムに抽出、検査対象を確定し、ランダムに検査人員を派遣し、外商投資企業及び投資者に対する監督検査を行う。検査結果は商務主管部門より商務部外商投資情報公示システムにおいて公表される。
第十七条 公民、法人或其他组织发现外商投资企业或其投资者存在违反本办法的行为的，可以向商务主管部门举报。举报采取书面形式，有明确的被举报人，并提供相关事实和证据的，商务主管部门接到举报后应当进行必要的检查。	第十七条 公民、法人あるいはその他の組織は外商投資企業あるいはその投資者の本弁法に反する不正行為を発見した場合、商務主管部門に告発できる。書面形式で告発する場合、明確な被告発者がおり、且つ関連事実や証拠が提供されている場合、商務主管部門は受け取り後、必要な検査を行う。
第十八条 其他有关部门或司法机关在履行其职责的过程中，发现外商投资企业或其投资者有违反本办法的行为的，可以向商务主管部门提出监督检查的建议，商务主管部门接到相关建议后应当及时进行检查。	第十八条 その他の関連部門あるいは司法機関が職責を履行する過程において、外商投資企業或はその投資者による本弁法に反する不正行為が発見された場合、商務主管部門に意見を提出できる。商務主管部門は関連意見を受け取った後、必要な検査を行う。
第十九条 对于未按本办法的规定进行备案，或曾有备案不实、对监督检查不予配合、拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定记录的外商投资企业或其投资者，商务主管部门可依职权对其启动检查。	第十九条 本弁法に従って備案していない、もしくは事実ではない備案をしている、監督検査に協力しない、商務主管部門が提出する行政処罰決定を履行しない外商投資企業あるいはその投資者に対し、商務主管部門は職権に基づいて検査を行うことができる。

第二十条 商务主管部门对外商投资企业及其投资者进行监督检查的内容包括： （一）是否按照本办法规定履行备案手续； （二）外商投资企业或其投资者所填报的备案信息是否真实、准确、完整； （三）是否在国家规定实施准入特别管理措施中所列的禁止投资领域开展投资经营活动； （四）是否未经审批在国家规定实施准入特别管理措施中所列的限制投资领域开展投资经营活动； （五）是否存在触发国家安全审查的情形； （六）是否伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》； （七）是否履行商务主管部门作出的行政处罚决定。	第二十条 商務主管部門が外商投資企業及びその投資者に対し実施する監督検査は以下の内容が含まれる (一)本弁法に基き、備案手続きを履行しているかどうか (二)外商投資企業あるいはその投資者が記入した備案情報の真実性、正確性、完全性 (三)外商投資参入特別管理措置の中、禁止投資領域で投資経営活動を展開していないか (四)外商投資参入特別管理措置の中、制限投資領域で投資経営活動を展開していないか (五)国家安全審査に抵触していないか (六)「備案受取書」を偽造・変造・借入・貸出・譲渡していないか (七)商務主管部門より提出する行政処罰決定を履行しているか
第二十一条 检查时，商务主管部门可以依法查阅或者要求被检查人提供有关材料，被检查人应当如实提供。	第二十一条 検査する際に、商務主管部門は法に則って資料を閲覧、あるいは被検査人に関連資料の提供を要求することができる。被検査人は直ちに事実を提供しなければならない。
第二十二条 商务主管部门实施检查不得妨碍被检查人正常的生产经营活动，不得接受被检查人提供的财物或者服务，不得谋取其他非法利益。	第二十二条 商務主管部門による検査の実施は、被検査人の正常な生産経営活動に支障を来してはならず、被検査人からの金銭やサービスを受取ってはならない。不法なその他利益を求めてはいけない。
第二十三条 商务主管部门和其他主管部门在监督检查中掌握的反映外商投资企业或其投资者诚信状况的信息，应记入商务部外商投资诚信档案系统。其中，对于未按本办法规定进行备案，备案不实，伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》，对监督检查不予配合或拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定的，商务主管部门应将相关诚信信息通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。 商务部与相关部门共享外商投资企业及其投资者的诚信信息。 商务主管部门依据前二款公示或者共享的诚信信息不得含有外商投资企业或其投资者的个人隐私、商业秘密，或国家秘密。	第二十三条 商務主管部門とその他の主管部門は監督検査において把握した外商投資企業あるいはその投資者の信用情報を商務部外商投資信用情報システムに登録しなければならない。その中、本弁法の規定に基づいて備案していない、備案が真実でない、「備案受取書」を偽造・変造・借入・貸出・譲渡している、監督検査に協力しない、あるいは商務主管部門が出した行政処罰決定を履行しない場合、商務主管部門は関連信用情報を適当な方式をもって商務部外商投資信用情報システムを通じて公示しなければならない。 商務部と関連部門は外商投資企業及びその投資者の信用情報を共有する。 商務主管部門は前述の二項に基づいて公表もしくは共有される信用情報は、外商投資企業あるいはその投資者の個人プライバシー、商業秘密、あるいは国家秘密を含んではならない。
第二十四条 外商投资企业及其投资者可以	第二十四条 外商投資企業及びその投資者は商務部外商

查询商务部外商投资诚信档案系统中的自身诚信信息，如认为有关信息记录不完整或者有错误的，可以提供相关证明材料并向商务主管部门申请修正。经核查属实的，予以修正。 对于违反本办法而产生的不诚信记录，在外商投资企业或其投资者改正违法行为、履行相关义务后 3 年内未再发生违反本办法行为的，商务主管部门应移除该不诚信记录。 第四章　法律责任 第二十五条 外商投资企业或其投资者违反本办法的规定，未能按期履行备案义务，或在进行备案时存在重大遗漏的，商务主管部门应责令限期改正；逾期不改正，或情节严重的，处 3 万元以下罚款。 外商投资企业或其投资者违反本办法的规定，逃避履行备案义务，在进行备案时隐瞒真实情况、提供误导性或虚假信息，或伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》的，商务主管部门应责令限期改正，并处 3 万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。 第二十六条 外商投资企业或其投资者未经审批在国家规定实施准入特别管理措施所列的限制投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处 3 万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。 第二十七条 外商投资企业或其投资者在国家规定实施准入特别管理措施所列的禁止投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处 3 万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。 第二十八条 外商投资企业或其投资者逃避、拒绝或以其他方式阻挠商务主管部门监督检	投資信用情報システム中の自身の信用情報を照会できる。関連情報の記録が不完全あるいは誤りがある場合、関連証明資料を商務主管部門に提出し、修正申請できる。審査を経て、事実である場合、修正される。 本弁法の違反により生じた不誠実記録に対し、外商投資企業あるいはその投資家が違法行為を改正し、関連義務の履行後 3 年以内に本弁法の違反行為が再度発生していなければ、商務主管部門は当該不誠実記録を削除しなければならない。 第四章　法律責任 第二十五条　外商投資企業あるいはその投資者が本弁法の規定に違反する、期間中に備案義務を履行しない、重大な漏れがある場合、商務主管部門は期限内に改正するよう命令しなければならない。期間中に改正しない、あるいは事態が重大な場合、3 万元以下の罰金を課す。 外商投資企業あるいはその投資者が本弁法の規定に違反し、備案義務の履行を逃避し、備案を行う際の真実の情況を隠し、誤解を招くもしくは虚偽の情報を提供する、あるいは「備案受取書」の偽造・変造・貸出・譲渡を行った場合、商務主管部門は期限内の改正を命令し、あわせて 3 万元以下の罰金を課さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門によって相応の法律責任を追及する。 第二十六条　外商投資企業あるいはその投資者が審査批准を経ずに国家が規定する参入特別管理措置に記載された制限投資領域に投資経営活動を展開した場合、商務主管部門は期限内の改正を命令し、併せて 3 万元以下の罰金を課さなければならない。その他法律法規に違反する場合、関連部門によって相応の法律責任を追及する。 第二十七条　外商投資企業あるいはその投資者が外商投資参入特別管理措置に記載された投資禁止領域に投資経営活動を展開した場合、商務主管部門は関連する投資経営活動の展開を停止するよう命令し、あわせて3万元の罰金を課す。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。 第二十八条　外商投資企業あるいはその投資者が商務主管部門による監督検査を忌避、拒否、あるいはその他方法

查的，由商务主管部门责令改正，可处 1 万元以下的罚款。	で商務主管部門の監督検査を妨害する場合、商務主管部門によって改正を命令し、1 万元以下の罰金を課す。
第二十九条 有关工作人员在备案或监督管理的过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。	第二十九条 商務主管部門の業務人員が備案あるいは監督検査のプロセスにおいて、職権乱用、職務怠慢、情実、賄賂収受などの事実があった場合、法に基づき行政処分を行う。犯罪を構成する場合、刑事責任を追及する。
第五章　附则	第五章 付則
第三十条 本办法实施前商务主管部门已受理的外商投资企业设立及变更事项，未完成审批且属于备案范围的，审批程序终止，外商投资企业或其投资者应按照本办法办理备案手续。	第三十条 本弁法の実施前に商務主管部門がすでに受理した外商投資企業設立及び変更事項で、審査・批准が完了しておらず、且つ備案範囲に属する場合、審査・批准の手順を終了し、外商投資企業あるいはその投資家は本弁法に基づき備案手続を行わなければならない。
第三十一条 外商投资事项涉及反垄断审查的，按相关规定办理。	第三十一条 外商投資事項が反独占審査と関わる場合、関連規定に基づき手続を行う。
第三十二条 外商投资事项涉及国家安全审查的，按相关规定办理。备案机构在办理备案手续或监督检查时认为该外商投资事项可能属于国家安全审查范围，而外商投资企业的投资者未向商务部提出国家安全审查申请的，备案机构应及时告知投资者向商务部提出安全审查申请，并暂停办理相关手续，同时将有关情况报商务部。	第三十二条 外商投資事項が国家安全審査と関わる場合、関連規定に基づき手続を行う。商務主管部門が備案手続きあるいは監督検査を行う際に、当該外商投資事項が国家安全審査範囲に属することを発見し、さらに外商投資企業の投資者が商務部に対し、国家安全審査の申請をしていなかった場合、商務主管部門はただちに投資者に対し商務部まで安全審査を申請するよう告知し、関連手続を一時停止させ、同時に関連情報を商務部に報告しなければならない。
第三十三条 投资类外商投资企业（包括投资性公司、创业投资企业）视同外国投资者，适用本办法。	第三十三条　外商投資の投資性公司（投資性公司、創業投資企業を含む）を外国投資家とみなし、本弁法を適用する。
第三十四条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者投资不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，参照本办法办理。	第三十四条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区投資者の投資が国家規定実施参入特別管理措置と関わらない場合、本弁法を適用する。
第三十五条 香港服务提供者在内地仅投资《<内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排>服务贸易协议》对香港开放的服务贸易领域，澳门服务提供者在内地仅投资《<内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排>服务贸易协议》对澳门开放的服务贸易领域，其公司设立及变更的备案按照《港澳服务提供者在内地投资备案管理办法（试行）》办理。	第三十五条 香港サービス提供者が内地において「『内地と香港のさらに緊密な経済貿易関係を構築する手配について』のサービス貿易協議」の香港に開放するサービス貿易領域にのみ投資する場合、マカオサービス提供者が内地における「『内地とマカオのさらに緊密な経済貿易関係を構築する手配』サービス貿易協議」のマカオに開放するサービス貿易領域にのみ投資する場合、その企業の設立および変更の備案は「香港、マカオサービス提供者の内地における

	投資備案管理弁法（試行）」に基づき、手続を行う。
第三十六条 商务部于本办法生效前发布的部门规章及相关文件与本办法不一致的，适用本办法。	第三十六条　商務部は、本弁法の発効前に公布された部門規則及び関連文書と本弁法が不一致の場合、本弁法を適用する。
第三十七条 自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构依据本办法第三章和第四章，对本区域内的外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。	第三十七条　自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機構は、本弁法第 3 章及び第 4 章に基づき、本区域内の外商投資企業及びその投資家に対して、本弁法の遵守情況の監督検査を実施する。
第三十八条 本办法自公布之日起施行。《自由贸易试验区外商投资备案管理办法（试行）》（商务部公告 2015 年第 12 号）同时废止。	第三十八条　本弁法は公布日より実施する。「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法（試行）」（商務部公告 2015 年第 12 号）は、同時に廃止する。
附件： 1.外商投资企业设立备案申报材料 2.外商投资企业变更备案申报材料 3.外商投资企业设立备案回执 4.外商投资企业变更备案回执	付属資料 1.外商投資企業設立備案申告資料 2.外商投資企業変更備案申告資料 3.外商投資企業設立備案受領書 4.外商投資企業変更備案受領書

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）　中国投資銀行部】

☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部　中国ビジネスソリューション室